

## 国立西洋美術館周辺における良好な景観形成の推進について

### 1 背景・目的

上野地区では、国立西洋美術館の周辺環境の保全と都市更新の両立を図りながら、世界遺産のあるまちに相応しい景観を形成していくことを目的に、令和7年7月から上野地区景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」という)の運用を開始した。

ガイドラインでは、国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限を定めており、今後、この内容を台東区景観計画(改定版)の景観形成基準に位置付ける予定である。

そこで、国立西洋美術館周辺における良好な景観の形成を図るため、屋外広告物に係る制限の実効性強化及び既存不適格となる屋外広告物の撤去等の誘導に取り組んでいく。

### 2 台東区景観計画(改定版) 国立西洋美術館前庭から見える範囲内における制限(案)

#### (1) 制限の範囲

- ・地盤面から高さ15m以上の部分。(範囲は右記)
- ・自家用広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)、公共公益目的及び非営利目的の屋外広告物に限り、下記対象区分の基準に従い表示等することができる。



国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限の対象範囲

#### (2) 対象区分と表示等の制限に関する事項

- ・屋上広告物は、地盤面から高さ15m以上において表示等しない。
- ・壁面広告は、地盤面から高さ15m以上において光源を使用しない。
- ・壁面広告物を高さ15m以上に掲出する場合は低彩度とし、一広告物表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は右記のとおり。
- ・ただし、他の建築物などにより視認できないなど、国立西洋美術館前庭から見えなければ表示等できる。

【色相】		【彩度】	
0.1R	～	10R	→ 5以下
0.1YR	～	5Y	→ 6以下
5.1Y	～	10G	→ 4以下
0.1BG	～	10B	→ 3以下
0.1PB	～	10RP	→ 4以下

### 3 前庭から見える屋外広告物の表示等の禁止に向けた東京都への手続き

国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限について、東京都屋外広告物条例第6条第4号又は第5号の規定に基づく屋外広告物の表示等の禁止区域に指定されるよう、東京都に対する諸般の手続きを行う。

### 4 既存不適格となる屋外広告物の撤去等に係る助成制度の新設

東京都屋外広告物条例に基づき表示等が禁止される既存の屋外広告物の撤去・修繕の誘導を図るため、撤去等工事に係る助成制度を新設する。

#### (1) 助成対象広告物

東京都屋外広告物条例に基づき表示等が禁止される既存の屋外広告物  
※前庭から見える屋上広告物及び基準に適合しない壁面広告物。

#### (2) 助成内容(案)

- ・ 助成対象経費 表示等が禁止される屋外広告物の撤去・修繕に係る工事費
- ・ 助成率 補助対象経費の1/2
- ・ 助成上限額 屋上広告物：撤去 200万円  
壁面広告物：撤去 500万円、修繕 300万円

#### (3) 助成制度運用期間

東京都屋外広告物条例における禁止区域指定に関する告示の施行日から3年間  
※東京都屋外広告物条例における既存の屋外広告物に対する適用除外期間

### 5 予算額(案)

5,000千円

### 6 今後の予定

令和8年3月 地元町会、商店会、建物オーナー等への周知  
6月以降 助成制度の運用開始